

佐賀県教育センター所員用ノート型パーソナルコンピュータ等賃貸借契約仕様書

1. 前提条件

今回導入のノート型パーソナルコンピュータ等一式（以下「PC等」という。）は、教育センターにおける所内LANに接続し所員業務用端末として利用する。

2. 数量

- 別表のとおり

3. 仕様

(1) 仕様

- 教育センターの所内LANの端末として利用可能で、別表に示す仕様を満たしているものであること。

(2) 納入場所

佐賀県教育センター 〒840-0214 佐賀市大和町大字川上 927 番地
TEL 0952-62-5211

4. 契約期間

- 契約締結の日から 60 ヶ月（5年）
- 賃貸借期間 令和7年9月1日から令和12年8月31日まで
- 落札決定後、直ちに、納入完了までの詳細なスケジュールを提出し、発注者の承認を得ること。

5. 調達の範囲

本調達の範囲は、「2. 数量」に示すPC等の納入、及び当該PC等を教育センター所内LANに接続して利用者が安定して利用できる状態にする一連の作業を調達範囲とする。

- 5.1 クライアントマスタ作成及びアプリケーション検証の技術的支援
- 5.2 PC等展開作業時の手順書作成等
- 5.3 調達PC等のキッティング及び設置作業

その他、必要に応じて佐賀県と協議し協力すること。

5.1 クライアントマスタ作成及びアプリケーション検証の技術的支援

- 作成を支援するマスタはWindows 11とする。
- クライアントマスタ作成において、現在稼働しているアプリケーションの動作検証、関係システムとの検証スケジュール調整等の十分な技術的支援等を行うこと。

5.2 PC等展開作業時の手順書作成等

- クライアントマスタにて実装する設定、クライアントマスタで対応できない設定（IPアドレス、ホスト名、プリンタ設定等）について項目を整理し、最適な展開方法を提示し、発注者と協議し展開作業を必要に応じて手順化すること。

5.3 調達PC等のキッティング及び設置作業

- PC等へのセットアップ作業は、5.1で作成するクライアントマスタを基に、すべて受注者の環境（インストール/セットアップ作業環境・場所、必要なソフトウェア）にて実施すること。
- PC等設置時には、クライアントマスタで対応できない設定（IPアドレス、ホスト名等）については、受注者の作業として実施すること。

6. 修理等の対応

- 受注者は、納入から5年間、発注者の正常な管理のもとにおいて生じたと認められる故障又は発見された瑕疵については、発注者の請求により受注者の負担で翌営業日のオンサイト修理又は交換すること。

7. その他

- 納入するPC等は、同一機種とする。
- 配布後、不要となった梱包材等については、受注者の負担で処分すること。
- 納入後、受注者の瑕疵による設定等の間違いが発見された場合は、即座に正しい設定を行うこと。
- この仕様書に記載のない事項又は疑義のある事項については、発注者と受注者が協議して解決するものとする。